

ご注意ください

導入後申請の「請求書」には、必ず補助対象機器等の導入額（取付工賃及び消費税を含まない「購入単価」）の記載が必要となります。また、導入前申請の「見積書」にも必ず補助対象機器等の導入額の記載が必要です。なお、記載がない場合は、販売会社の担当者に導入額を記載してもらう必要がありますので、ご注意ください。

<手書き等で追記が必要な事項>

- ・ 記載日
- ・ 会社名
- ・ 担当者氏名
- ・ 補助対象機器等の導入費（取付工賃及び消費税を含まない「購入価格」）

例1（値引きがある場合）値引き後の単価記載（補助対象機器から値引きしていない場合はそのまま単価を記載）

例2（明記していない場合）未記載の単価を記載

◆以下はテールゲートリフターの導入例

【導入費を明記しているが特別値引き等がある明細の場合】

| 品目 | 数量 | 単価 | 金額 |
|----------------|--|------------|----|
| 車両本体 | 1 | 6,000,000 | |
| 架装バン | 1 | 3,000,000 | |
| 格納式ゲート（型式aaaa） | 1 | 1,200,000 | |
| 税・諸経費等省略 | | | |
| 特別値引き | | -200,000 | |
| 車両合計 | | 10,000,000 | |
| 備考 | <p style="text-align: center;"><追記イメージ> 記入日 R6.3.10 〇〇トラック販売(株)東京支店 全国 太郎 値引き後1,200,000円（機器単価） （値引きは車体本体より）</p> | | |

【導入費を明記していない明細の場合】

| 品目 | 数量 | 単価 | 金額 |
|-------------------|---|------------|----|
| 車両本体（型式aaaaゲート付き） | 1 | 10,000,000 | |
| 税・諸経費等省略 | | | |
| | | | |
| | | | |
| 車両合計 | | 10,000,000 | |
| 備考 | <p style="text-align: center;"><追記イメージ> 記入日 R6.3.10 〇〇トラック販売(株)東京支店 全国 太郎 1,200,000円（機器単価）</p> | | |

なお、提出する書類や資料は、虚偽の記載や改ざんは認められません。

虚偽の記載や資料の改ざん等の不正行為の疑いがある場合は、申請者及び関係者等に対し必要に応じて調査を実施します。

不正が認められた場合は、処分を行いますので、詳細は募集要領P1をご参照ください。